

2023年7月19日

「令和5年度 不動産コンサルティング技能試験」 本日7/19(水)申込開始！

**RCMが、未来を創る。**

Real estate Consulting Master

推進センターは、本日7/19(水)、「令和5年度 不動産コンサルティング技能試験」の受験申込受付を開始しました。

◆令和5年度試験実施概要

試験実施日：令和5年11月12日（日）

択一式試験（午前）及び記述式試験（午後）

試験地：札幌・仙台・東京・横浜・静岡・金沢・名古屋・大阪・広島
・高松・福岡・沖縄の12地区（予定）

申込受付：令和5年7月19日(水)10:00～9月19日(火)23:59

受験資格：受験申込時点で次の①から③のいずれかに該当する方

①宅地建物取引士資格登録者で、

現に宅地建物取引業に従事している方、または今後従事しようとする方

②不動産鑑定士資格登録者で、

現に不動産鑑定業に従事している方、または今後従事しようとする方

③一級建築士資格登録者で、

現に建築設計業・工事監理業等に従事している方、

または今後従事しようとする方

受験料：31,500円(消費税含む)

合格発表：令和6年1月12日（金）

▼不動産コンサルティング技能試験 ホームページ

<https://www.retpc.jp/consul-exam/>



不動産流通推進センターホームページ

<https://www.retpc.jp/>

＜ニュースリリース問い合わせ先＞
公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL：03-5843-2075

◆「不動産コンサルティング技能試験」参考講座 等

- ・不動産コンサルティング入門研修インターネット通信講座
- ・不動産コンサルティング基礎教育
- ・不動産コンサルティング基本テキスト 第1分冊・第2分冊・第3分冊

詳細は、右記 URL にて確認いただけます。 <https://www.retpc.jp/consul-exam/learning.html>

【不動産コンサルティング技能試験・登録事業とは】

不動産特定共同事業法施行規則に基づき、当センターが国土交通省の登録を受けて実施しており、同法に基づく登録証明事業とされています。

不動産コンサルティング技能試験に合格し、登録要件（※）を満たした方は、当センターへの申請により、「公認 不動産コンサルティングマスター」（以下、「マスター」という）と認定されます。「マスター」と認定された方は、次の3資格の資格者となる要件の一部を満たすこととなります（それぞれ宅建士資格であることや一定の業務経験を有することなど、その他にも充足すべき要件があります）。

- (1)「不動産特定共同事業法」における「業務管理者」となる資格
- (2)「不動産投資顧問業登録規程」における「登録申請者」及び「重要な使用人」の知識についての審査基準を満たす資格
- (3)「金融商品取引法」における「不動産関連特定投資運用業」を行う場合の人的要件を満たす資格

※「マスター」登録要件の追加

「マスター」の資格取得が注目を集めている状況を踏まえ、中・若年層及び業界外の方々にも、より柔軟な資格取得の選択肢を提供するために、本年10月より、マスターの登録に必要な実務経験年数について、従来の5年間に加えて、**技能試験に合格していれば、〈実務経験3年間と不動産コンサルティング技能の研鑽に特化した一連の講座受講〉でも資格取得が可能になります。**今年度（令和5年度）の不動産コンサルティング技能試験を受験して合格された方もこの新たな登録要件で登録申請を行うことができます。登録制度変更の内容は右記 URL より確認できます。 <https://www.retpc.jp/consul/annai/>

不動産コンサルティング技能試験・登録事業についてのお問合せ先

コンサルティング係（電話 03-5843-2079 メール consul@retpc.jp）

※電話受付時間 11:00～15:00（土・日・祝・毎月第1・3・5金曜を除く）

不動産流通推進センターホームページ

<https://www.retpc.jp/>

＜ニュースリリース問い合わせ先＞
公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL：03-5843-2075